

宮城県国民健康保険団体連合会

July 2025

No.73

国保だより

<https://www.miyagi-kokuho.or.jp>


IS 663164 / ISO 27001

～宮城県国民健康保険団体連合会は、

ISMSの国際規格「ISO/IEC27001」の

認証取得団体です～

保険医療機関・保険調剤薬局の皆様へ

医科と調剤レセプトの突合審査について

本会が行っている突合審査では、院内投薬と同様に、医科レセプトに記録されている傷病名と、調剤レセプトの処方薬剤の突合審査を行います。つきましては、レセプト請求する際に、次の点について留意願います。

○お願い

(保険医療機関)

- ・医科レセプトの記載不備(傷病名漏れ)が見受けられますので、傷病名の記録漏れがないことを再度御確認の上、提出してください。

(保険調剤薬局)

- ・処方箋発行機関の「医療機関コード」の記録が誤っている事例が見受けられますので、医療機関コードが正しく記録されているか再度御確認の上、提出してください。

乳幼児医療費の請求について

社会保険乳幼児医療費請求書の編綴は、上から「総括表」、「請求書(ページ順)」の順番に重ねて左上をホチキス等で留めて提出くださるようお願いいたします。

なお、当月請求分と月遅れ請求分がある場合についても総括表は**1枚にまとめて**記入してください。

○お願い

- ・既に請求済みの内容が、重複して再請求されるケースが多くなっております。
- ・請求状況及び診療年月日等を御確認の上、提出してください。

レセプトの取下申出について

オンライン請求システムによるレセプトの取下申出(当月請求分以外)を行っています。オンライン請求システムを導入している保険医療機関等での当月請求分以外のレセプトの取下申出は、原則オンラインで取下申出を送信してください。

なお、当月請求分については紙様式「診療(調剤)報酬明細書取下申出」を提出してください(紙様式は本会ホームページからダウンロードできます)。

レセプト取下 申出区分	申出機関	対象保険者	提出方法・期限	提出先
当月請求分	すべての保険医療機関	県内保険者	紙様式「診療(調剤)報酬明細書取下申出」提出月の25日(12月は20日)まで必着	本会 (期日を過ぎた場合は当月請求分以外を参照)
		県外保険者	紙様式「診療(調剤)報酬明細書取下申出」提出月の15日まで必着	
当月請求分 以外	オンライン請求システム導入機関	県内保険者 県外保険者	原則オンライン	オンライン請求システム
	オンライン請求システム未導入機関	県内保険者	該当県内保険者へ電話連絡	県内保険者(※1)
		県外保険者	紙様式「診療(調剤)報酬明細書取下申出」を提出	本会(※2)

※1…当月請求分以外の県内保険者宛て取下申出を保険者へ郵送する際には、宛先に誤りがないか確認の上、送付願います。(宮城県後期高齢者医療広域連合宛て郵便が宛先誤りのため本会へ送付されることが見受けられます)

※2…宮城県外の保険者宛ての場合、レセプトの取り寄せには3か月以上かかりますことを御了承ください。

医療費助成申請書「医療機関等記入欄」について

本会で受付しております医療費助成申請書は、以下①②のとおりです。①②以外の医療費助成申請書は、直接該当市町村へ送付願います。

【本会で受付可能な医療費助成申請書】

- ① 宮城県内市町村の「母子・父子家庭医療費助成申請書」
- ② 宮城県内市町村の「重度心身障害者医療費助成申請書」

○お願い

- ・医療費助成申請書の「医療機関記載欄」の記載漏れが多くなっております。
- ・医療機関コード・医療機関名称・電話番号・診療点数・自己負担額等が正しく記載されているか再度御確認の上、提出してください。
- ・申請書の様式は市町村により異なりますので、詳しい記載方法等については該当市町村にお問合せください。

レセプトの傷病名コードについて

～傷病名コードで記録をお願いします～

診療報酬明細書の記載要領には、原則として「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について(令和6年4月 22 日付保発 0422 第2号)別添3に規定する傷病名を用いること」とされています。「別添3」とは傷病名マスターを指しますので、「未コード化傷病名」コードでの請求ではなく、傷病名コードと修飾語又は補足コメントの組み合わせにより請求願います。

再審査申立にあたってのお願い

オンライン請求医療機関が審査結果に不服があるため再審査申立を行う場合は、オンライン請求システムによる申立をお願いします。また、突合審査結果に対する医療機関再審査等請求ファイル作成(入力)の際には、以下について御注意願います。

医科又は歯科と調剤の突合審査申出種別の誤りについて

突合審査の結果について再審査申立を行う場合、「理由」欄の①再審査等対象種別は「2:突合再審査」になり、②「再審査対象種別が突合再審査のとき、相手方薬局」欄に相手方薬局のコード(※)を入力します。

※「相手方薬局のコード」とは：「増減点・返戻通知書」又は「過誤・再審査結果通知書」の備考欄に記載されている相手方薬局のコードを入力します。薬局コードが誤りの場合、再審査ができません。

医療機関(薬局)データを入力してください。(※は必須入力項目です。)

医療機関(薬局)データ: 都道府県 01:北海道, 点数表 1:医科, 医療機関(薬局)コード

請求先を入力してください。(※は必須入力項目です。)

請求先: 社会保険診療報酬支払基金, 国民健康保険団体連合会

再審査等請求データを入力し(※は必須入力項目です。)、ファイル格納先を選択してください。

再審査等請求データ(1/3) 再審査等請求データ(2/3) 再審査等請求データ(3/3)

理由: 再審査, 再審査等対象種別: 2:突合再審査

1:一次審査
2:突合再審査
3:再審査

都道府県 01:北海道, 点数表 1:医科, 医療機関(薬局)コード, 診療科

再審査対象種別が突合再審査のとき、相手方薬局 都道府県, 薬局コード

診療（調剤）報酬の提出及び支払予定日等について

令和7年8月以降の診療（調剤）報酬請求書の提出協力日等は、以下のとおりですので早期提出に御協力願います。

窓口における受付時間は、各日とも午前8時30分から午後5時15分までとなっております。

郵送又は宅配による提出の場合は、請求締切日の受付時間内に到着するように提出してください。

○お願い
社会保険乳幼児医療費請求書及び助成申請書等は毎月10日必着で送付してください。

※10日消印では間に合いません。お早めに発送をお願いします。

※11日以降に届いた書類は、受付できないため返却させていただく場合がございます。

2025年度 診療報酬請求書等受付期限・診療報酬支払予定日日程表

区分等 提出月	オンライン、磁気媒体又は紙レセプト請求		医療機関支払予定日		
	提出協力日	提出期限		早期支払(※1)	早期支払以外
令和7年 8月	8日(金)	毎月10日 ※オンライン請求について受付・事務点検 ASP 結果の訂正は、12 日が提出期限となります。	令和7年 8月	20 日(水)	28 日(木)
令和7年 9月	9日(火)		令和7年 9月	22 日(月)	29 日(月)
令和7年10月	9日(木)		令和7年10月	20 日(月)	30 日(木)
令和7年11月	7日(金)		令和7年11月	20 日(木)	27 日(木)
令和7年12月	9日(火)		令和7年12月	22 日(月)	25 日(木)

※1 早期支払の対象となるのは、電子レセプト請求の届出をしている医療機関等です。

※2 「特定健診・特定保健指導」、「介護給付費」等の支払に関する日程表については、本会ホームページ(<https://www.miyagi-kokuho.or.jp>)を御確認ください。

※3 令和7年8月10日は日曜日となっています。普通扱いとする郵便による提出については御注意願います。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp>)に最新情報が掲載されておりますので、是非、御活用ください。

➤厚生労働省トップページ→政策について→分野別の政策一覧→健康・医療→医療保険→
 診療報酬関連情報→[令和6年度診療報酬改定](#)
[令和7年度薬価改定](#)

発行月： 令和7年7月

発行所： 仙台市青葉区上杉1丁目2番3号

宮城県国民健康保険団体連合会

発行人： 事務局長 早坂 敏幸

URL： <https://www.miyagi-kokuho.or.jp>

(審査業務課) TEL：022-222-7075 FAX：022-222-7107

(審査管理課) TEL：022-222-7074 FAX：022-222-7107

(情報管理課) TEL：022-222-7170 FAX：022-222-7072